主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人福村敏雄の上告趣意第一点は、違憲をいうが、第一審判決は、被告人の自 白の外挙示の差押調書及び明細書、廃業処分書及び保管書、並びに、鑑定書等を綜 合して判示第一事実全体を認定したもので、その挙示の証拠によれば、判示事実を 肯認することができるから、所論違憲の主張は、その前提を欠き、刑訴四〇五条の 上告理由に当らない。

同第二点は、量刑の非難でこれまた、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また 記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一〇月一日

最高裁判所第一小法廷

輔	悠	藤	斎	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
郎	Ξ	松	岩	裁判官
俊	郎	江	λ	裁判官